**平成２４年（フ）第７０号**
長野県松本市波田5510番地１　サンビレッジ平林Ａ101、前住所長野県松本市大字笹賀1868番地
債務者　安慶名秀一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第３６号**
岐阜県可児市今渡2345番地１ナルコ・コーポ・オリエンタル305
債務者　長田まどか
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第１０５号**
兵庫県川西市加茂１丁目15番３号201
債務者　森本　美紀
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第２５６号**
兵庫県尼崎市元浜町２丁目46番地の１ハイムプロミネンス102号
債務者　大久保武信
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２５７号**
兵庫県尼崎市元浜町２丁目46番地の１ハイムプロミネンスⅠ―102号
債務者　大久保陽司孝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４４号**
広島県三原市幸崎能地３丁目６番10号
債務者　岩井泉こと　朴　　泉
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
佐賀県唐津市神田2053番地　ハイツ神田Ａ―201号
債務者　前田　英朝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第３２号**
佐賀県唐津市元石町436番地２
債務者　大河内加奈子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第３３号**
佐賀県唐津市西唐津１丁目6307番地
債務者　野中　太喜
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第２０号**
大分市敷戸北町14番３―102号
債務者　宮成　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３９号**
大分市大字政所3164番地の１　伸晃ハイツ107、前住所長崎県佐世保市浅子町134番地
債務者　向井　義美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第８１号**
大分市大字上宗方802番地の175
債務者　信島　律子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８７号**
大分市北下郡11―６　日田農機ビル1001号、住民票上の住所大分県杵築市大字横城396番地
債務者　木村　　代
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１１８号**
宮崎市城ケ崎２丁目７番地15　城ケ崎コーポＢ棟303号
債務者　日高さゆり
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１３３号**
宮崎市大字柏原79番地１
債務者　真邉　由紀
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３６号**
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田3423番地12
債務者　楠八重晃一郎
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
鹿児島県薩摩川内市高城町1047番地１、前住所宮崎県延岡市櫛津町3385番地26
債務者　西谷　智美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係